

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

東二安防発第16号
平成31年2月22日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 東京都千代田区神田美土代町1番地1

氏名 日本原子力発電株式会社

取締役社長 村松 衛

(担当者

所 属 東海事業本部 東海第二発電所

安全・防災室 安全・防災グループマネージャー

電 話 029-282-1211 (代表)

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	東海第二発電所 茨城県那珂郡東海村大字白方1番の1
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和47年12月23日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成31年2月22日
協議した都道府県知事及び市町村長	茨城県知事 大井川 和彦 東海村長 山田 修
予定される要旨の公表の方法	報道機関への公表 東海原子力館での閲覧 インターネットでの公開

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

東海第二発電所
原子力事業者防災業務計画

平成31年2月

日本原子力発電株式会社

目 次

第1章	総 則	1
第1節	原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節	定 義	1
第3節	原子力事業者防災業務計画の基本構想	4
第4節	原子力事業者防災業務計画の運用	5
第5節	原子力事業者防災業務計画の修正	5
第2章	原子力災害事前対策の実施	7
第1節	原子力防災体制の整備	7
1.	防災体制の区分及び対策本部の設置	
2.	原子力防災組織、原子力防災要員等	
3.	原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務	
第2節	原子力防災組織等の運営方法	9
1.	宣言及び解除の方法	
2.	権限の行使	
3.	要員の非常招集の方法	
4.	通報連絡先の一覧表の整備	
第3節	放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	11
1.	周辺監視区域付近の放射線測定設備の設置、検査	
2.	原子力防災資機材の整備	
3.	その他原子力防災関連資機材等の整備	
4.	本店におけるその他原子力防災関連資機材等の整備	
5.	原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材の整備	
第4節	緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備	13
1.	緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料	
2.	発電所対策本部が設置される場所に備え付ける資料	
3.	本店総合災害対策本部が設置される場所に備え付ける資料	
4.	原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料	
5.	原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	
第5節	緊急事態応急対策等の活動で使用・利用する施設 及び設備等の整備、点検	14
1.	緊急時対策室	
2.	集合、退避場所	
3.	原子力災害医療	
4.	気象観測装置	
5.	プラントデータ表示システム	
6.	SPDSによる国へのデータ伝送	

7.	緊急呼出システム、ページング及び所内放送装置	
8.	本店総合災害対策本部室	
9.	原子力事業所災害対策支援拠点	
第6節	原子力防災教育の実施	16
1.	発電所における原子力防災教育	
2.	本店における原子力防災教育	
第7節	原子力防災訓練の実施	17
1.	発電所における訓練	
2.	国又は地方公共団体が主催する訓練	
第8節	関係機関との連携	17
1.	国との連携	
2.	地方公共団体との連携	
3.	防災関係機関等との連携	
4.	原子力緊急事態支援組織の体制及び運用	
第9節	周辺住民に対する平常時の広報活動	19
第10節	事業所外運搬中における原子力災害事前対策	19
1.	資機材の整備	
2.	体制の整備	
第3章	緊急事態応急対策等の実施	20
第1節	通報、連絡等	20
1.	警戒事態及び非常事態の宣言	
2.	原子力防災施設等の立上げ	
3.	通報・連絡の実施	
4.	情報の収集と提供	
5.	通話制限	
6.	原子力事業所災害対策支援拠点の活動	
7.	その他	
第2節	応急措置の実施	22
1.	応急措置の実施の報告	
2.	退避誘導及び構内入構制限	
3.	放出放射エネルギーの推定	
4.	消火活動	
5.	原子力災害医療	
6.	二次災害防止に関する措置	
7.	汚染拡大の防止	
8.	線量評価	
9.	要員の派遣、資機材の貸与	
10.	広報活動	

11. 応急復旧	
12. 原子力災害の拡大防止を図るための措置	
13. 被災者相談窓口の設置	
14. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置	
第3節 緊急事態応急対策の実施	26
1. 該当事象発生時の通報	
2. 応急措置の継続実施	
3. 要員の派遣、資機材の貸与	
4. 事業所外運搬における緊急事態応急対策	
第4章 原子力災害中長期対策の実施	28
第1節 原子力災害中長期対策の計画等	28
1. 原子力災害中長期対策の計画	
2. 非常事態及び警戒事態の解除等	
3. 原因究明及び再発防止対策	
4. 汚染の除去	
5. 被災者への生活再建等の支援	
第2節 要員の派遣、資機材の貸与	29
1. 原子力災害中長期対策にかかる相互協力	
2. 他の原子力事業者への応援要請	
第5章 その他	30
第1節 茨城県内の地方公共団体及び他原子力事業所への協力	30
第2節 茨城県外の原子力事業所等への協力	30

第1章 総 則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、東海第二発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策、その他原子力災害の発生及び拡大を防止し並びに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定 義

この計画において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外。）へ放出された事態をいう。

3. 原子力災害事前対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

4. 原子力緊急事態宣言

原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。

5. 原子力緊急事態解除宣言

原災法第15条第4項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。

6. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

7. 原子力災害中長期対策

原子力緊急事態解除宣言があったとき以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき、同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

8. 原子力事業者

次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令195号）で定めるところにより、原子炉の運転のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第13条第1項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。本節において同じ。）を受けた者
- (2) 規制法第23条第1項の規定に基づく試験研究用等原子炉の設置の許可（承認を含む。船舶に設置する試験研究用等原子炉についての許可を除く。）を受けた者
- (3) 規制法第43条の3の5第1項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可（承認を含む。）を受けた者
- (4) 規制法第43条の4第1項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者
- (5) 規制法第44条第1項の規定に基づく再処理の事業の指定（承認を含む。）を受けた者
- (6) 規制法第51条の2第1項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者
- (7) 規制法第52条第1項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならないとされている者に限る。）

9. 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

10. 原子力防災管理者

原災法第9条第2項の規定に基づき、発電所を統括管理する東海第二発電所長をいう。

11. 指定行政機関
災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 2 条第 3 号に規定する機関をいう。
12. 指定地方行政機関
災対法第 2 条第 4 号に規定する機関をいう。
13. 関係周辺市町村
発電所から概ね30kmの区域内にあり、同発電所に関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につき発電所の原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると茨城県知事が認めた市町村をいう。
14. 緊急事態応急対策等
原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策をいう。
15. 緊急時対策室
原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「防災業務計画等命令」という。）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する、原子力発電所の敷地内にあり、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策の実施を総括管理するための施設である緊急時対策所をいう。
16. 本店総合災害対策本部室
防災業務計画等命令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策室において行う原子力事業所災害対策の総括管理を支援するための原子力施設事態即応センターとなる本店の緊急時対策室をいう。
17. 統合原子力防災ネットワーク
緊急時における情報連絡を確保するため、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設、関係機関並びに原子力事業者の原子力施設事態即応センター及び緊急時対策室を接続する情報通信ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）をいう。
18. テレビ会議システム
統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システムをいう。

19. 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画等命令第2条第2項第2号に規定する原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。なお、周辺地域において、必要な機能を全て満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

20. 原子力緊急事態支援組織

防災業務計画等命令第2条第2項第7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材を管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

21. シビアアクシデント

設計時に考慮した範囲を超える異常な事態が発生し、想定していた手段では適切に炉心を冷却・制御できない状態になり、炉心溶融や原子炉格納容器の破損に至る事態をいう。

22. 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

防護措置の準備や実施をするべく、原子力施設等の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。観測可能な原子力施設の状況（プラントの状態や立地地域における自然災害等）で表される。

23. 警戒事象

その時点では、公衆への放射線による影響やおそれが緊急のものではないが、原子力施設等において特定事象、又は緊急事態事象に至る可能性のある事象をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力発電所の設計、建設、運転の各段階及び事業所外運搬においては、規制法、電気事業法（昭和39年法律第170号）等による国の安全規制に基づき、多重防護等の考え方により、各種の安全確保対策を講じている。

これらの安全確保対策とは別の観点から、万一、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所の敷地外（事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出されるか、又はそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力防災対策であり、原災法、その他の原子力災害防止に関する

法律に基づき、原子力災害の発生を未然に防止するために万全の備えを講じておくとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下同じ。）が発生した場合の拡大防止及び復旧を図るために実施すべき事項について定めておく必要がある。

このため、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策（原災法第 10 条第 1 項に規定する通報、原災法第 25 条に規定する応急措置を含む。）、原子力災害中長期対策の各段階における次の諸施策についてこの計画を定め、原子力防災対策の推進を図ることとする。

段 階	施 策
原子力災害事前対策	周到かつ十分な事前対策を行うための体制整備、資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施等
緊急事態応急対策	迅速かつ円滑な応急対策を行うための事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への原子力防災要員の派遣並びに資機材の貸与等
原子力災害中長期対策	適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための災害復旧計画の策定、復旧対策の実施及び被災地域復旧のための関係機関への要員の派遣並びに資機材の貸与等

第 4 節 原子力事業者防災業務計画の運用

1. この計画の運用にあたっては、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策の各段階において災対法に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。
 - (1) 防災基本計画 第 12 編 原子力災害対策編
 - (2) 茨城県、東海村の原子力災害対策に関する地域防災計画
 - (3) 関係周辺市町村の原子力災害対策に関する地域防災計画
2. この計画の実施に係る具体的手順については必要に応じて別に定めるものとする。

第 5 節 原子力事業者防災業務計画の修正

1. 原子力防災管理者は、この計画が前節 1. (2) の地域防災計画に抵触しないこ

とについて、茨城県、東海村の意見を聴いたうえで、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときは、次の手順によりこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、修正の必要がない場合であってもその旨を茨城県及び東海村の原子力防災担当課長並びに原子力防災専門官に報告する。

(1) 修正案の作成にあたっては、この計画の修正案が前節1.(2)及び(3)の地域防災計画に抵触するものではないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

なお、環境放射線モニタリングに関する事項については、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。

(2) 茨城県知事及び東海村長にこの計画を修正しようとする日の60日前までに修正案を提出し、協議する。また、この際は、計画を修正しようとする日を明らかにする。

(3) この計画を修正した場合、様式1を用いて、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。

また、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出た、この計画(修正)届出書の写し及びその計画書の要旨を、茨城県及び東海村の原子力防災担当課長に報告する。

2. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県及び東海村の原子力防災担当課長に対し、この計画の作成又は修正の状況について報告できるよう、その履歴について保存しておく。

第2章 原子力災害事前対策の実施

第1節 原子力防災体制の整備

1. 防災体制の区分及び対策本部の設置

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、下表に示すとおり発生事象に応じて災害を区分し、発電所警戒本部又は発電所災害対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置する。

発生事象	災害区分	対策本部
(1) 警戒事象が発生したとき、又は原子力規制庁から警戒本部の設置について連絡を受けたとき	警戒事態	発電所警戒本部
(2) 原災法第10条第1項に該当する特定事象が発生した場合	非常事態	発電所対策本部

2. 原子力防災組織、原子力防災要員等

(1) 発電所

- ① 原子力防災管理者は、発電所に別図2-1に示す原子力防災組織を設置する。
- ② 原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。
- ③ 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員から原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は、原子力災害が発生した場合、直ちに別表2-2に定める業務を行う。
- ④ 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、様式2を用いて、配置又は変更した日から7日以内に原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出る。
- ⑤ 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員のうちから次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておくとともに、必要に応じて本店等に派遣要員を要請する。
 - a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - b. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策への協力
 - c. 他の原子力事業所及び事業所外運搬に係る緊急事態応急対策への協力

(2) 本店

- ① 発電管理室長は、本店に別図 2 - 3 に示す本店総合災害対策本部（以下「本店対策本部」という。）の組織を整備する。
- ② 本店対策本部の組織は、この計画に従い、本店における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために発電所が行う対策活動を支援する。
- ③ 社長は、発電所対策本部長が非常事態宣言をした場合、指定行政機関等と連携して緊急事態応急対策等を実施する。

3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。

- ① 原子力防災組織の統括
- ② 警戒事象発生に伴う連絡
- ③ 原災法第 10 条第 1 項の規定による通報
- ④ 原災法第 25 条第 1 項の規定による応急措置
- ⑤ 第 2 章に規定する原子力災害事前対策の実施、第 3 章に規定する緊急事態応急対策等の実施及び第 4 章に規定する原子力災害中長期対策の実施（①から④までの職務を除く。）
- ⑥ 第 5 章に規定する他原子力事業所等への協力

(2) この計画において、原子力防災管理者の職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより他の者に実施させ、その結果の確認をもって原子力防災管理者が実施したものとみなす。

(3) 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者があらかじめ別表 2 - 4 のとおり指名する者とし、その職務は次のとおりとする。

- ① 原子力防災管理者の補佐
- ② 原子力防災管理者が発電所にいないときの原子力防災組織の統括

(4) 原子力防災管理者は、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合、副原子力防災管理者に別表 2 - 4 に定める代行順位に従って、原子力防災管理者の職務を代行させる。

(5) 原子力防災管理者、副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、原子力防災管理者は、様式 3 を用いて、選任又は解任した日から 7 日以内に原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出る。

(6) 原子力防災管理者は、他の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評価及び事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じ再発防止対策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努める。

第2節 原子力防災組織等の運営方法

1. 宣言及び解除の方法

(1) 警戒事態の宣言

① 発電所

- a. 原子力防災管理者は、前節1. (1)に該当する事象が発生した場合には、直ちに警戒事態を宣言する。
- b. 原子力防災管理者は、警戒事態を宣言した場合、直ちに別図2-1の原子力防災組織に準じて発電所警戒本部を設置し、自ら発電所警戒本部長として発電所警戒本部を統括管理する。原子力防災管理者は、警戒事態を宣言した場合、別図2-5に準じて直ちに発電管理室長に報告する。

② 本店

発電管理室長は、発電所における警戒事態宣言の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに、別図2-5に準じて社内関係箇所を招集する。また、報告を受けた社長は、直ちに別図2-3に準じた本店警戒本部を設置し、自ら本店警戒本部長として、本店警戒本部を統括管理する。

(2) 警戒事態の解除

① 発電所

発電所警戒本部長は、次の場合、本店警戒本部と協議のうえ、警戒事態を解除し、発電所警戒本部を解散することができる。

- a. 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部が設置されている場合にあつては、当該本部が廃止され、かつ、地方公共団体等の警戒本部が廃止された後、設備の復旧等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合
- b. 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部が設置されていない場合にあつては、設備の復旧等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合

② 本店

本店警戒本部長は、発電所警戒本部長から警戒事態の解除について上申があつた場合、本項(2)①a. 又はb. の条件に合致していることを確認したうえで、通常組織で対応可能と判断した場合、警戒事態を解除することができる。

(3) 非常事態の宣言

① 発電所

- a. 原子力防災管理者は、前節1. (2)に該当する事象が発生した場合には、直ちに非常事態を宣言する。
- b. 原子力防災管理者は、非常事態を宣言した場合、直ちに別図2-1の原子力防災組織による発電所対策本部を設置し、自ら発電所対策本部長として発電所対策本部を統括管理する。原子力防災管理者は、非常事態を宣言した場

合、別図 2-5 により直ちに発電管理室長（発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬の場合は、災害が発生した場所に応じて、経理・資材室長又は発電管理室長、以下同じ。）に報告する。

- c. 原子力防災管理者は、不測の事態が発生した場合（遠隔操作可能な装置を使用する場合等を含む。）、発電所対策本部の要員の中から必要に応じて特命班を編成させるとともに、本部員等から特命班を指揮する者を指名して必要な対応にあたらせる。

② 本店

発電管理室長又は経理・資材室長は、発電所における非常事態宣言の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに別図 2-5 により社内関係箇所を招集する。また、報告を受けた社長は、直ちに別図 2-3 に定める本店対策本部を設置し、自ら本店対策本部長として、本店対策本部を統括管理する。

(4) 非常事態の解除

① 発電所

発電所対策本部長は、次の場合、本店対策本部と協議のうえ、非常事態を解除し、発電所対策本部を解散することができる。

- a. 原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、かつ、原災法第 22 条により設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害中長期対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合
- b. 原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、原子力災害の原因の除去及び被害範囲拡大防止の措置を講じ、原子力防災専門官の助言を受けて、第 1 章第 4 節 1. (2) の地域防災計画を有する地方公共団体の意見も聴いたうえで、事象が収束したと判断した場合

② 本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から非常事態の解除について上申があった場合、本項 (4) ① a. 又は b. の条件に合致していることを確認したうえで、通常組織で対応可能と判断した場合、非常事態を解除することができる。

2. 権限の行使

- (1) 警戒事態又は非常事態が宣言された場合、発電所の緊急事態応急対策等の活動に関する一切の業務は、発電所警戒本部又は発電所対策本部のもとで行う。
- (2) 発電所対策本部長は、職制上の権限を行使してこの計画に基づく緊急事態応急対策等の活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることとする。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。
- (3) 発電所対策本部の要員は、発電所対策本部長及び班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等の活動に従

事する。

3. 要員の非常招集の方法

- (1) 原子力防災管理者は、警戒事態又は非常事態を宣言した場合、別図 2-1 に示す発電所対策本部の要員を非常招集するため、別図 2-6 に示す非常招集連絡経路を整備する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。また、各室長は、平常時より緊急時に備え、休祭日・夜間における原子力防災要員の動向を把握する。

- (2) 発電管理室長は、発電所から警戒事態又は非常事態宣言の連絡があった場合、別図 2-3 に示す本店対策本部組織の要員を非常招集するため、別図 2-7 に示す非常招集連絡経路を整備する。また、あらかじめ本店対策本部の要員の動員計画を策定し、これを本店対策本部組織の構成員に周知する。また、本店の各室長は、平常時より、緊急時に備え、休祭日・夜間における本店対策本部の組織要員の動向を把握する。

4. 通報連絡先の一覧表の整備

原子力防災管理者は、通報連絡に万全を期するため以下の通報連絡先の一覧表を整備しておく。

- (1) 別図 2-9-1 に示す警戒事象に基づく連絡経路
- (2) 別図 2-5 に示す非常事態宣言時の連絡
- (3) 別図 2-8 に示す発電所対策本部が設置された後の連絡
- (4) 別図 2-9-2 及び別図 2-9-3 に示す原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（報告）経路
- (5) 別図 2-9-4 及び別図 2-9-5 に示す原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の通報（報告）経路

第 3 節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 周辺監視区域付近の放射線測定設備の設置、検査

原子力防災管理者は、原災法第 11 条第 1 項に基づき別図 2-10 に示す放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を設置し、次の各項に定める各担当マネージャーに次の措置を講じさせる。

- (1) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストをその検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において、放射線量の適正な検出を妨げるおそれのない状態を維持するために年 1 回点検する。また、設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずる

おそれのない状態を維持するために年1回点検する。

- (2) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストを年1回以上定期的に較正し、記録を1年間保存する。
- (3) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理又は代替品を補充する。また、発電長及び放射線・化学管理グループマネージャーは、この間、他のモニタリングポストを監視する等の措置を講じる。
- (4) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、様式4を用いて設置又は変更した日から7日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出る。
- (5) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原災法第11条第5項の検査を受けるため、(4)の届出書と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出する。
 - ① 氏名又は名称及び住所、並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - ② 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地
 - ③ 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要
- (6) 発電運営グループマネージャーは、モニタリングポストにより測定した放射線量の数値を記録計により記録し、1年間保存する。
- (7) 原子力防災管理者は、(6)の測定数値を茨城県及び東海村に報告する。また、放射線・化学管理グループマネージャーは、その数値を公衆が閲覧できるようホームページの掲載等により積極的に公表する。

2. 原子力防災資機材の整備

- (1) 原子力防災管理者は、原災法第11条第2項に定められた別表2-11に定める原子力防災資機材を確保するとともに、次の措置を講じる。
 - ① 別表2-11に定める頻度で、破損、バッテリー切れ及び保存期限等の外観目視の保守点検を行う。
 - ② 不具合が認められた場合には、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災資機材を備え付けたときは、様式5を用いて、備え付けた日から7日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出る。

また、毎年9月30日現在における備え付けの現況については、同様式により翌月7日までに届け出る。
- (3) 原子力防災管理者は、関係機関等へ迅速かつ的確な通信連絡ができるよう、非常用通信機器の機能向上に努める。

3. その他原子力防災関連資機材等の整備

原子力防災管理者は、前項に加え別表2-12に定める原子力防災関連資機材及び別表2-13に定めるシビアアクシデント対策等に関する資機材を確保するとともにシビアアクシデント対策等に関する資機材については、別表2-13を目安に配置する。また、各マネージャーは、別表2-12及び別表2-13

に定める頻度で、破損、バッテリー切れ及び保存期限等の外観目視の保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理する。

4. 本店におけるその他原子力防災関連資機材等の整備

本店総務室長及び発電管理室長は、別表 2-14 に定める本店対策本部の原子力防災関連資機材を確保する。また、本店総務室長及び発電管理室長は、別表 2-14 に定める頻度で、破損、バッテリー切れ及び保存期限等の外観目視の定期点検を行い（本店ビル所有会社が行う点検結果を確認することを含む）、不具合が認められた場合は、速やかに修理（本店ビル所有会社への修理依頼を含む）するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

5. 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材の整備

発電管理室長は、別表 2-15 で定める原子力防災関連資機材を確保する。また、各マネージャーは、別表 2-15 に定める頻度で、破損、バッテリー切れ及び保存期限等の外観目視の定期点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理する。

第4節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備

1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原災法第 12 条第 1 項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設（茨城県原子力オフサイトセンター。以下「オフサイトセンター」という。）に備え付けるため、別表 2-16 に定める資料を内閣総理大臣に提出する。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行い、内容に変更があったときも、同じとする。

2. 発電所対策本部が設置される場所に備え付ける資料

原子力防災管理者は、発電所対策本部が設置される場所に別表 2-17 に定める資料を備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. 本店総合災害対策本部が設置される場所に備え付ける資料

発電管理室長は、本店対策本部が設置される場所に、別表 2-18 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料

発電管理室長は、原子力事業所災害対策支援拠点において使用する、別表 2-19 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

5. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

発電管理室長は、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて使用する、別表2-20に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用・利用する施設及び設備等の整備、点検

1. 緊急時対策室

- (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-21に示す場所に設置した緊急時対策室を、別表2-22により維持する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策室について、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表2-22に示す仕様を維持されていることを確認する。
- (3) 原子力防災管理者は、非常用電源により緊急時対策室に電源が供給可能なように整備・点検されていることを確認する。
- (4) 原子力防災管理者は、別表2-12に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む。）が確保できることを確認する。
 - ①ファクシミリ、電話
 - ②テレビ会議システム
 - ③SPDSによる国へのデータ伝送機能

2. 集合、退避場所

安全・防災グループマネージャーは、別図2-23に示す場所を集合・退避場所に指定し、関係者に周知する。また、これを変更したときも同じとする。

3. 原子力災害医療

総務グループマネージャー、放射線・化学管理グループマネージャーは、ヨウ素剤などの医薬品の確保、従業員等に対する放射線測定及び汚染の除去並びに応急措置に必要な設備等を整備する。

また、総務グループマネージャーは、別図2-24に示す場所に応急処置室を整備する。

なお、安全・防災グループマネージャーは、従業員の初期被ばく医療の受け入れ医療機関にその協力を求める。

4. 気象観測装置

放射線・化学管理グループマネージャーは、別図2-21に示す場所に設置した気象観測装置の検出部、表示部及び記録装置を適切な状態で維持する。また、別図2-21のとおり定期的に点検を行い、記録を1年間保存する。また、当該装置に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

また、放射線・化学管理グループマネージャーは、気象観測装置より測定した数値を記録計により記録し1年間保存する。

5. プラントデータ表示システム

保安運営グループマネージャーは、発電所におけるプラントデータ表示システム（以下「SPDS」という。）を整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理する。

6. SPDSによる国へのデータ伝送

(1) 保安運営グループマネージャーは、別表2-25に定めるデータを緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）に伝送するSPDSを整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

(2) 保安運営グループマネージャーは、作業等により国が運用するERSSへのデータ伝送に支障がある場合は、必要な手続きを実施する。

なお、伝送に係る国・通信事業者との責任区分及び伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。

(3) 安全・防災グループマネージャーは、設置変更の許可に伴う設備の増設、その他原子力施設の状況に応じて、ERSSへ伝送しているパラメータがEALを判断するために必要かつ十分であることを検討し必要に応じ見直しする。

7. 緊急呼出システム、ページング及び所内放送装置

総務グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、発電所における緊急呼出システム、ページング及び所内放送装置を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

8. 本店総合災害対策本部室

(1) 本店総務室長及び発電管理室長は、本店対策本部室を別表2-26により維持する。

(2) 本店の各室長は、本店対策本部室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表2-26に示す仕様が維持されていることを確認する。

(3) 本店総務室長は、非常用電源を本店対策本部室に供給可能なように整備・点検する。

(4) 本店の各室長は、別表2-14に定める以下の設備において、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む。）が確保できることを確認する。

①ファクシミリ、電話

②テレビ会議システム

9. 原子力事業所災害対策支援拠点

発電管理室長は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表2-27のとおりあらかじめ選定しておく。

なお、発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を別図2-28に示す。

- (1) 被ばく管理・入退域管理
- (2) 汚染検査（サーベイ）・除染
- (3) 車両や重機等の除染・汚染検査
- (4) 更衣及び使用済の防護服等の仮保管
- (5) サイト等立入車両の駐車
- (6) 物資輸送体制の整備

第6節 原子力防災教育の実施

1. 発電所における原子力防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員に対し、次の項目について別表2-29に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- (1) 原子力防災体制及び組織並びに地域防災計画に関する知識
- (2) 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (5) シビアアクシデントに関する知識

2. 本店における原子力防災教育

発電管理室長は、本店の原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の項目について、別表2-30に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関する知識
- (2) 放射線防護に関する知識
- (3) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (4) シビアアクシデントに関する知識

第7節 原子力防災訓練の実施

1. 発電所における訓練

- (1) 原子力防災管理者及び発電管理室長は、原子力防災組織の構成員に対し、別表2-31に定める原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。
- (2) 原子力防災管理者及び発電管理室長は、訓練の実施にあたり策定する訓練計画等について、あらかじめ原子力防災専門官の指導・助言を受ける。
- (3) 社長は、総合訓練又は要素訓練を実施した場合、地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除き、その結果を評価し、様式6により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨をホームページの掲載等により公表する。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が実施する原子力防災訓練に対し、訓練計画策定に協力するとともに、これに共催し、又は参加・協力することとし、訓練内容に応じて、要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

第8節 関係機関との連携

1. 国との連携

- (1) 原子力防災管理者は、本店と協調し、原子力防災専門官及び国の機関との間で、原子力防災情報の収集・提供等について平常時より密接な連携を図る。
また、原子力防災管理者は、国が行うオフサイトセンター運営要領の作成に協力する。
- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第32条に基づく事業所の立入り検査を求められた場合は、その立入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画について、原子力防災組織の設置その他原子力災害事前対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。
- (5) 原子力防災管理者は、原子力規制庁又は国土交通大臣からの規制法第64条第3項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 原子力防災管理者は、茨城県、東海村及び関係周辺市町村との間で、地域防災

計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の通報連絡体制、原子力災害事前対策の実施等について「茨城県原子力防災連絡協議会」の場等を通じて平常時より密接な連携を図る。

また、原子力防災管理者は、茨城県、東海村及び関係周辺市町村が行うオフサイトセンター運営要領の作成に協力する。

- (2) 原子力防災管理者は、地方公共団体から放射線防護に関する教育講師派遣その他原子力防災知識の啓発に関する要請があったときには、協力する。
- (3) 原子力防災管理者は、茨城県、東海村及び関係周辺市町村の住民避難計画等の作成に協力する。
- (4) 原子力防災管理者は、茨城県知事及び東海村長から、原災法第 31 条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (5) 原子力防災管理者は、茨城県知事及び東海村長から、原災法第 32 条に基づく事業所の立入り検査を求められた場合は、その立入り検査について対応を行う。
- (6) 原子力防災管理者は、茨城県が整備する環境放射線テレメータシステムへ環境放射線データ及び放出源情報等を提供するための設備等を整備・維持する。

3. 防災関係機関等との連携

- (1) 原子力防災管理者は、発電所と関係のある防災関係機関等（茨城県警察本部、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部、ひたちなか警察署、茨城海上保安部その他関係機関）と発電所における応急対策等について連携を図るため、平常時から地域レベルの会議体等に参画し、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、従業員の初期被ばく医療の受け入れ医療機関から放射線管理教育の実施について、協力要請があったときには、場所の提供、講師派遣等の支援を行う。

4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用

- (1) 発電管理室長は、別表 2-32 に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備え、平常時から当該支援組織との連携を図っておく。
- (2) 発電管理室長は、別表 2-32 に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画・訓練場所・訓練頻度・訓練内容等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、当該組織を管理・運営する機関と都度必要な協議を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の支援を要する事態の発生に備え、平常時からロボット等必要な資機材の操作を行うための要員を育成しておく。

第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時から発電所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力発電所の概要
- (3) 原子力災害とその特殊性
- (4) 原子力災害発生時における防災対策の内容

第10節 事業所外運搬中における原子力災害事前対策

1. 資機材の整備

原子力防災管理者は、発電所が輸送物の安全に責任を有する別表2-33に掲げる物の事業所外運搬（以下本節、第3章及び第4章においては「事業所外運搬」という。）にあたっては、事故発生時を想定し、当社が運搬を委託した者の協力を得て、次に掲げる対策を講じる。

- (1) 事故発生時の応急措置計画の作成
- (2) 対応組織の役割分担表、携行する資機材を記載した運搬計画書、非常時通報連絡表の作成及び携行
- (3) 非常通信用資機材及び防災資機材の携行

2. 体制の整備

原子力防災管理者は、当社が運搬を委託した者の協力を得て、事業所外運搬において事故が発生した場合に次に掲げる措置を的確に実施するための体制を整備する。

- (1) 立入り禁止区域の設定及び退避等の措置
- (2) 環境放射線モニタリングの実施
- (3) 消火、延焼防止措置の実施
- (4) 負傷者等の救出
- (5) 輸送物の安全な場所への移動
- (6) 漏えいの拡大防止措置の実施及び汚染の除去、遮へい対策の実施
- (7) 国、都道府県、市町村、海上保安部及び原子力緊急時支援・研修センターへの迅速な通報、連絡
- (8) その他、必要な措置の実施

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報、連絡等

1. 警戒事態及び非常事態の宣言

(1) 警戒事態の宣言

原子力防災管理者は、第2章第1節1.(1)に該当する事象が発生した場合、第2章第2節の「原子力防災組織等の運営方法」に基づき、直ちに警戒事態を宣言し、社内連絡の実施及び発電所警戒本部の要員の非常招集を行うとともに発電所警戒本部における指揮等を行う。

(2) 非常事態の宣言

- a. 原子力防災管理者は、第2章第1節1.(2)に該当する事象が発生した場合、第2章第2節の「原子力防災組織等の運営方法」に基づき、直ちに非常事態を宣言し、社内連絡の実施及び発電所対策本部の要員の非常招集を行うとともに発電所対策本部における指揮等を行う。
- b. 原子力防災管理者は、本節3.により通報(事業所外運搬に係るものを除く。)を行った場合、SPDSによる原子力規制委員会へのデータ伝送状態に異常がないことを確認する。

2. 原子力防災施設等の立上げ

- (1) 原子力防災管理者(発電所に対策本部が設置されたときは発電所対策本部長。本章において以下同じ。)は、警戒事態又は非常事態を宣言した場合、庶務班長に発電所警戒本部又は発電所対策本部及びテレビ会議システムの立上げを指示する。
- (2) 社長は、発電所における警戒事態又は非常事態を宣言した旨の連絡を受けた場合、発電管理室長に本店対策本部室及びテレビ会議システムの立上げを指示する。また、本店対策本部長は、本店庶務班長に原子力事業所災害対策支援拠点の立上げを指示するとともに、要員の派遣、資料、資機材等の運搬及びその他必要な措置を指示する。

3. 通報・連絡の実施

- (1) 原子力防災管理者は、別表3-1の事象の発生について連絡を受け、又は自ら発見したとき、及び原子力規制庁から警戒本部の設置について連絡を受けたときは、様式7-1に必要事項を記入し、別図2-9-1に定める連絡経路により原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官及び関係機関へ連絡する。

また、当該事象発生の経過については、様式7-2を用いて別図2-9-1に定める連絡経路により関係機関へ適切な間隔で継続して連絡を行う。

- (2) 原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に規定する別表3-2の事象の発

生について通報を受け、又は自ら発見したとき（事業所外運搬の場合にあっては、事象の発生について通報を受けたとき）は、様式8-1（事業所外運搬の場合にあっては、様式9-1）に必要事項を記入し、15分以内を目途として、別図2-9-2に定める通報（報告）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官及び各関係機関（事業所外運搬の場合にあっては、別図2-9-3に定める通報（報告）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、原子力防災専門官及び各関係機関）にファクシミリ装置を用いて同時（事業所外運搬は除く。）に文書を送信する。さらにその着信を確認する。また、原子力緊急事態支援組織による支援が必要と認めたときは、当該支援組織に対し、派遣要請を行う。

なお、ファクシミリ装置が使用できない場合には、様式8-1に掲げる事項をなるべく早く到達する手段を用いて連絡する。

4. 情報の収集と提供

(1) 発電所対策本部情報班長は、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速かつ的確に収集する。また、発電所対策本部放射線管理班長は、発電所敷地内外の固定放射線計測装置の指示値の監視強化を行い、必要な情報を発電所対策本部情報班長へ連絡する。

- ① 事故の発生時刻及び場所
- ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
- ④ 発電所敷地周辺における放射線及び放射性物質の測定結果
- ⑤ 放出放射性物質の種類、量、放出場所及び放出状況の推移等
- ⑥ 気象状況
- ⑦ 収束の見通し
- ⑧ その他必要と認める事項

(2) 発電所対策本部情報班長は、前号により収集した事故状況を様式8-2にまとめ、別図2-9-4に定める報告（連絡）経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター及び各関係機関に適切な間隔で定期的に報告する。（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、様式9-2に必要事項を記入し、別図2-9-5に示す報告（連絡）経路により報告する。）

(3) 発電所対策本部情報班長は、本章第1節から第3節に掲げる通報及び報告を行った場合、その内容を記録として1年間保存する。

5. 通話制限

発電所対策本部庶務班長は、緊急事態応急対策等の活動時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他の必要な措置を講じる。

6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動

本店対策本部長は、事態に応じ第3章第1節2. (2) で設置した原子力事業所災害対策支援拠点に、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入等、発電所における事故復旧作業の支援を指示する。

7. その他

発電所長は、別表3-1の事象に該当しない場合であっても、環境へ有意な放射性物質又は放射線が原子力発電所の敷地外へ放出又は放出の可能性があるると判断した場合は、別図2-9-1に定める連絡経路に準じて関係機関へ連絡する。

第2節 応急措置の実施

1. 応急措置の実施の報告

発電所対策本部長は、本節の2. から13. (事業者外運搬に係る事象の発生の場合であっては14.) に掲げる応急措置の実施にあたり、優先順位を考慮して、措置の内容及び実施担当者を明確にしたうえで、以下の事項に関する措置の実施計画を策定する。

- (1) 施設や設備の整備及び点検
- (2) 故障した設備等の応急の復旧
- (3) その他応急措置の実施に必要な事項

発電所対策本部情報班長は、その実施状況の概要を様式8-2に記入し、別図2-9-4に示す報告(連絡)経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター及び各関係機関に適切な間隔で定期的にファクシミリ装置及び電話で報告する。(事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、様式9-2に記入し、別図2-9-5に示す報告(連絡)経路により報告する。)

2. 退避誘導及び構内入構制限

- (1) 発電所対策本部庶務班長は、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等(以下「発電所退避者」という。)を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務にあたらせる。
- (2) 発電所対策本部庶務班長は、発電所退避者に対して、所内放送装置及びページング等により別図2-23に示す集合・退避場所へ退避すること及びその際の防護措置を周知する。なお、退避にあたっては関係機関と調整を行う。この際、来訪者に対しては、発電所対策本部広報班長と協力して災害状況の説明を行い、バス等による輸送もしくは退避誘導員の誘導により、退避場所への退避が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。
- (3) 発電所対策本部長は、必要と認めたときは発電所退避者を発電所敷地外に退避

させるよう指示する。また、この際、発電所対策本部庶務班長は、退避誘導員に発電所敷地外への発電所退避者の氏名を記録するよう指示する。

- (4) 発電所対策本部庶務班長は、非常事態の宣言中においては、発電所敷地内への入構を制限するとともに、発電所敷地内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

3. 放出放射エネルギーの推定

- (1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内及び発電所敷地周辺の放射線並びに放射性物質の測定（以下「発電所緊急時モニタリング」という。）を行う。
- (2) 発電所対策本部放射線管理班長は、排気筒モニタのデータ等から外部に放出された放射性物質の量の評価を行う。

4. 消火活動

原子力災害時に火災が発生した場合、発電所対策本部庶務班長及び運転班長は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期消火活動を行うとともに、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部に火災の現場状況等を速やかに連絡する。

5. 原子力災害医療

- (1) 発電所対策本部保健安全班長は、負傷した者及び放射線による障害が発生した者又はそのおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、速やかに負傷者等を放射線による影響の少ない場所に救出し、必要に応じ別図 2-24 に示す応急措置室に搬送する。
- (2) 発電所対策本部保健安全班長は、負傷者等に別図 2-24 に示す発電所内の応急処置室での応急処置及び除染等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて原子力災害医療協力機関等における被ばく医療機関である独立行政法人国立病院機構茨城東病院等 5 医療機関、原子力災害拠点病院における被ばく医療機関である独立行政法人国立病院機構水戸医療センター、茨城県立中央病院及び茨城県（災害対策本部又は災害対策本部が設置されないときは原子力災害医療所管部課）並びに高度被ばく医療支援センターにおける被ばく医療機関である国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所に事前に負傷者等の状態、受けた放射線の種類、被ばく線量及び身体等に附着している放射性物質の核種、量等の情報を可能な限りにおいて連絡のうえ、医療機関への移送及び治療の依頼等の必要な措置を講じる。

なお、発電所対策本部長は、移送及び治療の際に放射線管理の知識を有する原子力防災組織の構成員を同行させる等の必要な措置を講じる。

6. 二次災害防止に関する措置

発電所対策本部の庶務班長、保健安全班長、放射線管理班長は、防災関係機関

に負傷者等の治療や消火活動等を要請する場合には、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害の防止のために必要な情報を伝達する。また、防災関係者到着時も、同じとする。

7. 汚染拡大の防止

- (1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内での不要な被ばくを防止するため、立入りを禁止する区域を標識により明示するほか必要に応じ所内放送装置又はページング等により周知する。また、発電所対策本部保修班長は、応急措置を実施する場所において放出放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止及び放射性物質の除去に努める。
- (2) 発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を講じる。また、発電所対策本部保健安全班長は、発電所対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、安定ヨウ素剤を服用させる。

8. 線量評価

発電所対策本部放射線管理班長は、発電所退避者及び緊急事態応急対策等の活動を行う発電所対策本部の要員の線量評価を行う。

9. 要員の派遣、資機材の貸与

発電所対策本部長は、発電所に係る事象が発生した場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する発電所敷地外における応急の対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、本店対策本部長の協力を得て、別表3-3に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

10. 広報活動

- (1) 発電所対策本部長は、オフサイトセンターの運営が開始されるまでに報道機関から発電所での取材要請を受けた場合、もしくは当社から緊急記者発表を行う必要があると認めた場合、その状況に応じて茨城県と協議のうえ、別図3-4に記載した場所に現地プレスセンターを開設する。
- (2) 発電所対策本部広報班長は、別図3-4に示す連絡経路により公表する内容を取りまとめ、定期的に記者発表を行う。
- (3) 発電所対策本部広報班長は、公表する内容を各関係箇所に連絡する。
- (4) 発電所対策本部長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合は、同センター内の活動に必要な要員を派遣し、発電所の状況及び実施している応急措置の概要等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を随時報告させることにより、同センターにおいて実施される合同記者発表に協力する。
- (5) 発電所対策本部長は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、必要に

応じて、住民広報窓口を設置する。

11. 応急復旧

- (1) 発電所対策本部運転班長及び保修班長は、中央制御室の計器等による監視及び巡視点検の実施により、発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。
- (2) 本店対策本部長は、プラントメーカー及び協力会社への協力を要請するとともに、発電所が作成する応急復旧計画作成の支援を実施する。また、必要な資機材の確保及び応急復旧要員の派遣等を行う。
- (3) 発電所対策本部長は、応急復旧のための計画を作成し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

12. 原子力災害の拡大防止を図るための措置

発電所対策本部長は、各班長に対し以下に示す事項を指示し、原子力災害（原子力災害の生じる蓋然性を含む。）の拡大防止を図るための措置を講じる。

- (1) 発電所対策本部技術班長は、運転データにより発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の運転状態を把握し、炉心の健全性を推定する。
- (2) 発電所対策本部運転班長及び放射線管理班長は、工学的安全施設等の動作状況を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3) 発電所対策本部技術班長及び放射線管理班長は、施設内の放射線量の推移等から、外部へ放出される放射性物質の量の予測を行う。
- (4) 発電所対策本部運転班長は、事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。
- (5) 発電所対策本部各班長は、その他の原子炉施設について、施設の保安維持を行う。
- (6) 発電所対策本部放射線管理班長は、環境への放射性物質の放出状況及び気象状況から、事故による周辺環境への影響を予測する。

13. 被災者相談窓口の設置

本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。

14. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

- (1) 発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る応急措置を行う場合、本店等の協力を得て、直ちに別表3-3に定める要員の派遣、資機材の貸与等必要な措置を講じる。
- (2) 現地に派遣された要員は、当社が運搬を委託した者、最寄りの消防機関、警察及び海上保安部と協力して、事象の状況を踏まえ、次に掲げる措置を講じ、原子

力災害の発生の防止を図る。

- ①立入り禁止区域の設定及び退避等の実施
- ②環境放射線モニタリングの実施
- ③消火、延焼防止措置の実施
- ④負傷者等の救出
- ⑤輸送物の安全な場所への移動
- ⑥漏えいの拡大防止措置の実施及び汚染の除去、遮へい対策の実施
- ⑦その他、必要な措置の実施

第3節 緊急事態応急対策の実施

1. 該当事象発生時の通報

発電所対策本部長は、原災法第15条第1項に基づく別表3-5に定める通報基準に至った場合は、様式8-1（事業所外運搬の場合にあっては様式9-1）を用いて、本章第1節3.「通報の実施」に基づき通報を行う。また原子力防災管理者は、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

2. 応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、本章第1節4.「情報の収集と提供」（2）、（3）及び本章第2節「応急措置の実施」に定める措置（前節9.の「要員の派遣、資機材の貸与」を除く。）を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間、継続して実施する。なお、要員の派遣、資機材の貸与については、本節3.のとおりとする。

3. 要員の派遣、資機材の貸与

（1）発電所対策本部長は、本店の協力を得て指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関が実施する発電所敷地外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表3-6に定める派遣先に対し、同表に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。派遣された要員は、各機関の指示に基づき、広報活動、環境モニタリング及び原子力災害医療のスクリーニング等、必要な業務を行う。なお、原子力災害医療のスクリーニング要員については、可能な限り派遣することに努めるものとする。

（2）派遣された要員は、原子力災害合同対策協議会等に事故状況の報告を行い、構成各機関と密接な情報交換を行うとともに、この原子力災害現地対策本部の指示に基づき、必要な対応を行う。また、その対応内容について、発電所対策本部長に報告する。

なお、事業所外運搬の場合は、現地に派遣された要員は、当社が運搬を委託した者と協力し、国の現地対策本部の指示に基づき災害現場に派遣された専門家の

助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

(3) 発電所対策本部長は、緊急事態応急対策の実施に関し、本店又は他の原子力事業者からの以下の支援を必要とするときは、本店対策本部長等に要請する。

a. 本店対策本部からの要員の派遣及び資機材の貸与

b. 全国の電力会社等で締結した「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく支援

4. 事業所外運搬における緊急事態応急対策

発電所対策本部長は、本店等の協力を得て、直ちに別表3-6に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

第4章 原子力災害中長期対策の実施

第1節 原子力災害中長期対策の計画等

1. 原子力災害中長期対策の計画

発電所対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があった場合、次の事項について原子力災害中長期対策計画を速やかに策定し、オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等に報告するとともに、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に提出する。また、復旧状況についても同様に報告する。

(1) 復旧対策に関する事項

- ① 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- ② 原子炉施設の除染及び放射線の遮へいの実施
- ③ 原子炉施設損傷部の修理、改造の実施

(2) 環境放射線モニタリングに関する事項

(3) 広報活動に関する事項

(4) 被災者の損害賠償請求等への対応のための窓口に関する事項

(5) 原子力災害中長期対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項

2. 非常事態及び警戒事態の解除等

(1) 非常事態の解除

- a. 発電所対策本部長は、この計画の第2章第2節1.(4)①により非常事態を解除する。また、原子力防災管理者は、非常事態を解除し発電所対策本部を解散したときは、発電管理室長に報告し、別図2-9-4(事業所外運搬にあつては、別図2-9-5)に定める通報(報告)経路に基づき関係機関及びあらかじめ定める関係機関に連絡する。
- b. 本店対策本部長は、第2章第2節1.(4)①により非常事態を解除した場合、本店対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

(2) 警戒事態の解除

発電所警戒本部長及び本店警戒本部長は、第2章第2節1.(2)①及び第2章第2節1.(2)②により警戒事態を解除する。また、原子力防災管理者は、警戒事態を解除し発電所警戒本部を解散したときは、発電管理室長に報告し、別図2-9-1に定める連絡経路に基づき関係機関及びあらかじめ定める関係機関に連絡する。

3. 原因究明及び再発防止対策

発電所対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

4. 汚染の除去

本店対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、地方公共団体等と協力して、汚染区域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

5. 被災者への生活再建等の支援

本店対策本部長は、国及び自治体等と協調し、復興過程の被災者への仮設住宅等の提供など、その間の生活維持のための支援に協力する。

第2節 要員の派遣、資機材の貸与

1. 原子力災害中長期対策にかかる相互協力

(1) 発電所対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、前節1.の災害復旧計画に基づき、別表4-1に定める要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講じる。

なお、派遣された要員は、各機関の指示に基づき、広報活動及び環境モニタリング等、必要な業務を行う。

(2) 発電所対策本部長は、オフサイトセンターに派遣されている要員と連絡を密にとる。

また、原子力災害合同対策協議会における決定に基づき指示された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対し必要な意見を進言する。

2. 他の原子力事業者への応援要請

発電所対策本部長は、原子力災害中長期対策の実施に関し、本店又は他の原子力事業者等からの派遣者又は資機材の貸与を必要とするときは、本店対策本部長又は本店対策本部庶務班長に要請する。電力会社等に応援を要請する場合、本店対策本部庶務班長は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき行うものとする。

第5章 その他

第1節 茨城県内の地方公共団体及び他原子力事業所への協力

原子力防災管理者は、茨城県内の他原子力事業所で原子力災害が発生し、茨城県知事又は関係する市町村長から事業所外での避難者（災害時要援護者を含む。）搬送・誘導、緊急時モニタリング、原子力災害医療のスクリーニングの要請があった場合及び発災事業者又は「原子力事業所安全協力協定」に基づき安全協力委員会委員長から当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策を支援するため応援の要請があった場合、別表5-1に定める要員の派遣及び資機材の貸与に協力する。

なお、「原子力事業所安全協力協定」を円滑に進めるために発電所支援会議を設置する。

第2節 茨城県外の原子力事業所等への協力

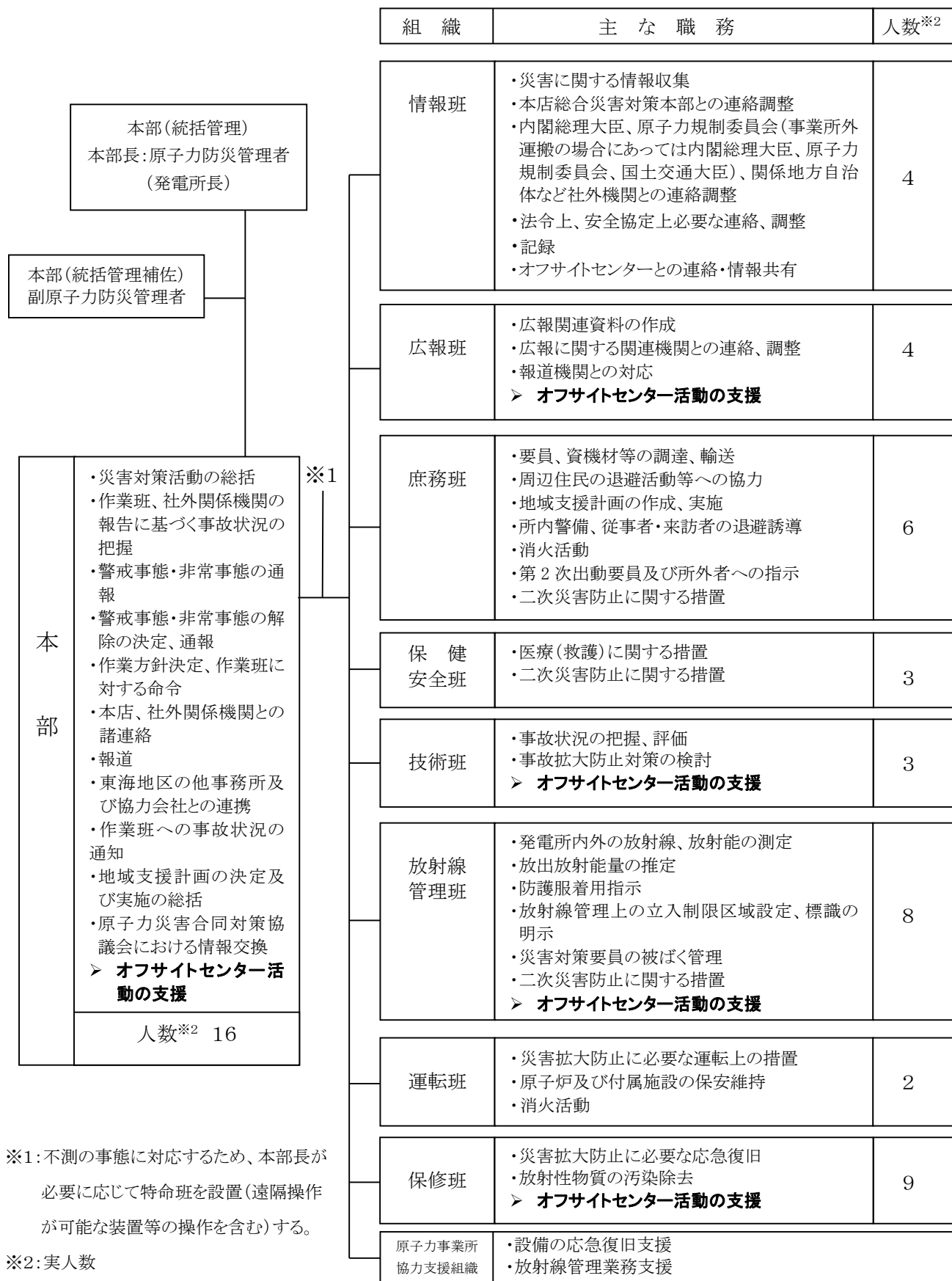
原子力防災管理者は、茨城県外の当社以外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、又は他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、発電管理室長の要請に応じ当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策を支援するため、別表5-2に定める要員の派遣及び資機材の貸与を行う。

図 表 集

別図 2-1	原子力防災組織及び職務
別表 2-2	原子力防災要員の職務と配置
別図 2-3	本店総合災害対策本部の組織及び職務
別表 2-4	副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位
別図 2-5	警戒事態及び非常事態宣言時の社内伝達経路
別図 2-6	発電所原子力災害対策要員の非常招集連絡経路
別図 2-7	本店総合災害対策本部要員の非常招集連絡経路
別図 2-8	発電所災害対策本部設置後の報告連絡経路
別図 2-9-1	警戒事象に基づく連絡経路
別図 2-9-2	対外通報先－原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（報告）経路－ （発電所内での事象発生）
別図 2-9-3	対外通報先－原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（報告）経路－ （事業所外運搬での事象発生）
別図 2-9-4	対外通報先－原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の通報（報告）経路－ （発電所内での事象発生）
別図 2-9-5	対外通報先－原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の通報（報告）経路－ （事業所外運搬での事象発生）
別図 2-10	発電所敷地周辺付近の放射線測定設備
別表 2-11	原子力防災資機材
別表 2-12	原子力防災関連資機材
別表 2-13	シビアアクシデント対策等に関する資機材
別表 2-14	本店総合災害対策本部の原子力防災関連資機材
別表 2-15	原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材
別表 2-16	オフサイトセンターに備え付けるべき資料
別表 2-17	発電所の災害対策本部室に備え付ける資料
別表 2-18	本店総合災害対策本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する資料
別表 2-19	原子力事業所災害対策支援拠点の活動で使用する資料
別表 2-20	原子力規制庁緊急時対応センターの活動で使用する資料
別図 2-21	発電所内の緊急時対策室等
別表 2-22	発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設
別図 2-23	発電所所有地の集合場所及び退避場所
別図 2-24	発電所応急処置施設配置図
別表 2-25	緊急時対策支援システムデータ伝送項目一覧
別表 2-26	本店の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設
別表 2-27	原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所
別図 2-28	原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所の位置
別表 2-29	発電所の原子力防災教育の内容
別表 2-30	本店の原子力防災教育の内容
別表 2-31	原子力防災訓練の内容
別表 2-32	電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織

- 別表 2-3-3 発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬
- 別表 3-1 緊急時活動レベル（EAL）の「警戒事象」一覧
- 別表 3-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準
- 別表 3-3 非常事態宣言後における要員の派遣、資機材の貸与
- 別図 3-4 公表内容の伝達経路
- 別表 3-5 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
- 別表 3-6 緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与
- 別表 3-7 安全上重要な構築物、系統又は機器等の一覧及びこれら機器等の位置と重要区域
- 別表 3-8 放射線物質障壁の詳細
- 別表 3-9 原子力災害対策特別措置法および原子力災害対策指針に基づく
標準EALマトリックス表（BWR）
- 別表 4-1 原子力災害中長期対策における要員の派遣、資機材の貸与
- 別表 5-1 茨城県内他原子力事業所の緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与
- 別表 5-2 茨城県外原子力事業所または他の原子力事業者が輸送物の安全に責任を有する
事業所外運搬中に発生した原子力緊急事態における要員の派遣、資機材の貸与

原子力防災組織及び職務

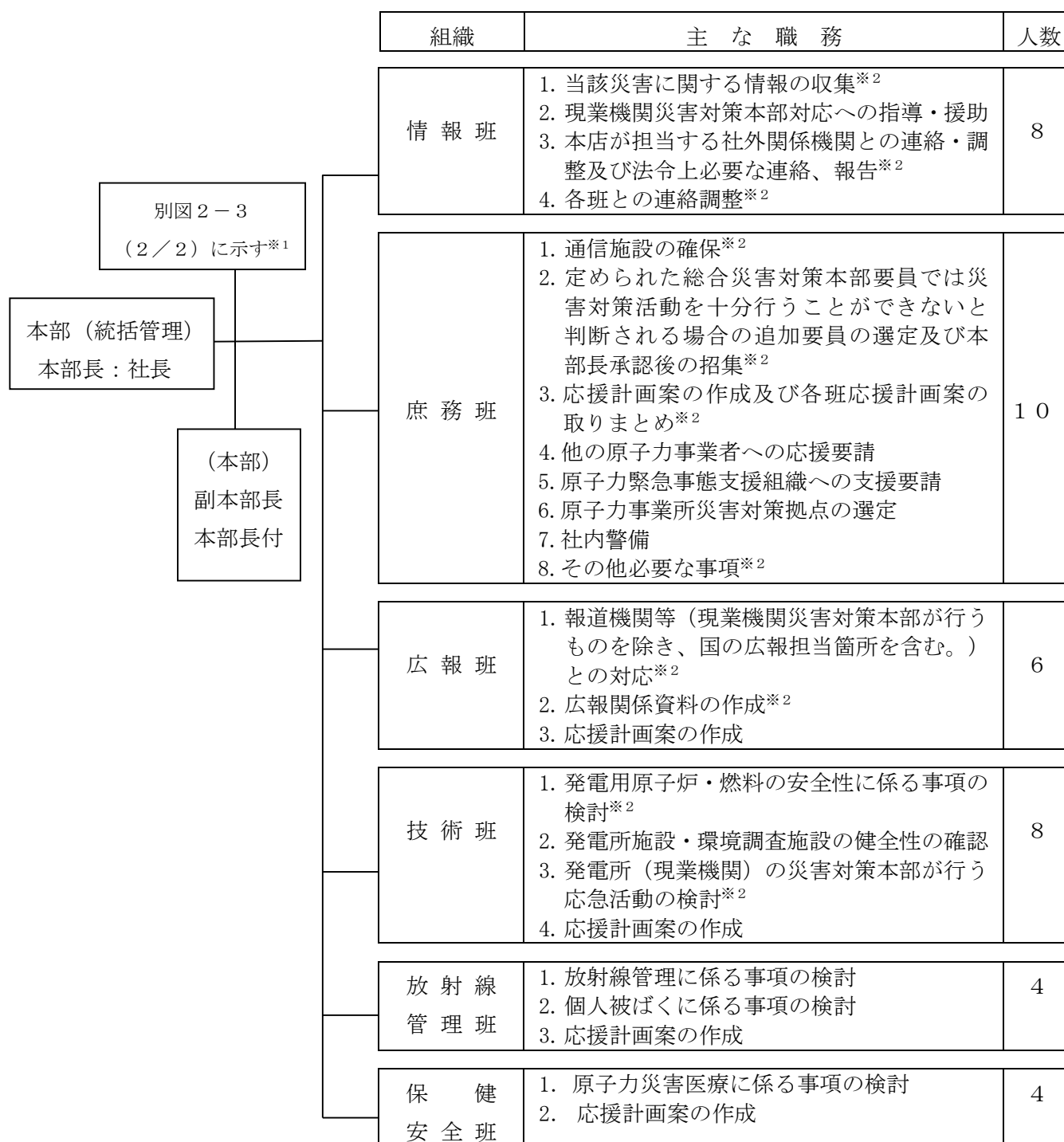


注:太字は、発電所災害対策本部が設置された後に付加される職務

原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名と人員
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部員 情報班員 4名以上
原子力災害合同対策協議会に参加、原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策及び原子力災害事故対策についての相互協力	発電所内	本部長代理 本部員 情報班員 技術班員 4名以上
	オフサイトセンター	本部長代理 技術班員 3名以上
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	本部員 広報班員 4名以上
	オフサイトセンター	本部長代理 広報班員 2名以上
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	本部員 放射線管理班員 8名以上
	オフサイトセンター	放射線管理班員 2名以上
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	本部員 運転班員 4名以上
防災に関する施設設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	本部員 保修班員 7名以上
放射性物質による汚染の除去	発電所内	本部員 保修班員 4名以上
	オフサイトセンター	保修班員 1名以上
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部員 保健安全班員 4名以上
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	本部員 庶務班員 4名以上
原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業員等の退避誘導	発電所内	本部員 庶務班員 4名以上

本店総合災害対策本部の組織及び職務



※ 1 : 本部長は、必要に応じ別図 2 - 3 (2 / 2) の組織を設置する。

※ 2 : 警戒事態宣言時の主な職務を示す。なお、本店警戒本部の体制は、警戒事象に応じ本店警戒本部長がこの組織から必要要員をその都度指名する。

組 織	主 な 職 務	人数
原子力施設事態即応センター班	1. 原子力規制委員会の対応	4
原子力緊急時後方支援班	1. 状況把握・運営 2. 資機材調達・受入 3. 輸送計画の作成 4. 調達資機材の管理 5. 要員の入退域管理 6. 要員・資機材の放射線管理 7. 住民避難行動等状況把握 8. スクリーニング計画作成 9. 避難住居要請対応計画作成（空社宅提供等） 10. 国、自治体と連携した汚染検査、除染計画作成	10
原子力災害被災者対応チーム	1. 自治体との連携 2. 避難所対応 3. 被災者対応 4. 地域モニタリングの計画作成	30
原子力損害賠償チーム	1. 補償相談・広報計画作成 2. 初期の補償窓口 3. 本格体制の準備 4. 法令手続き	20

本部長

副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位

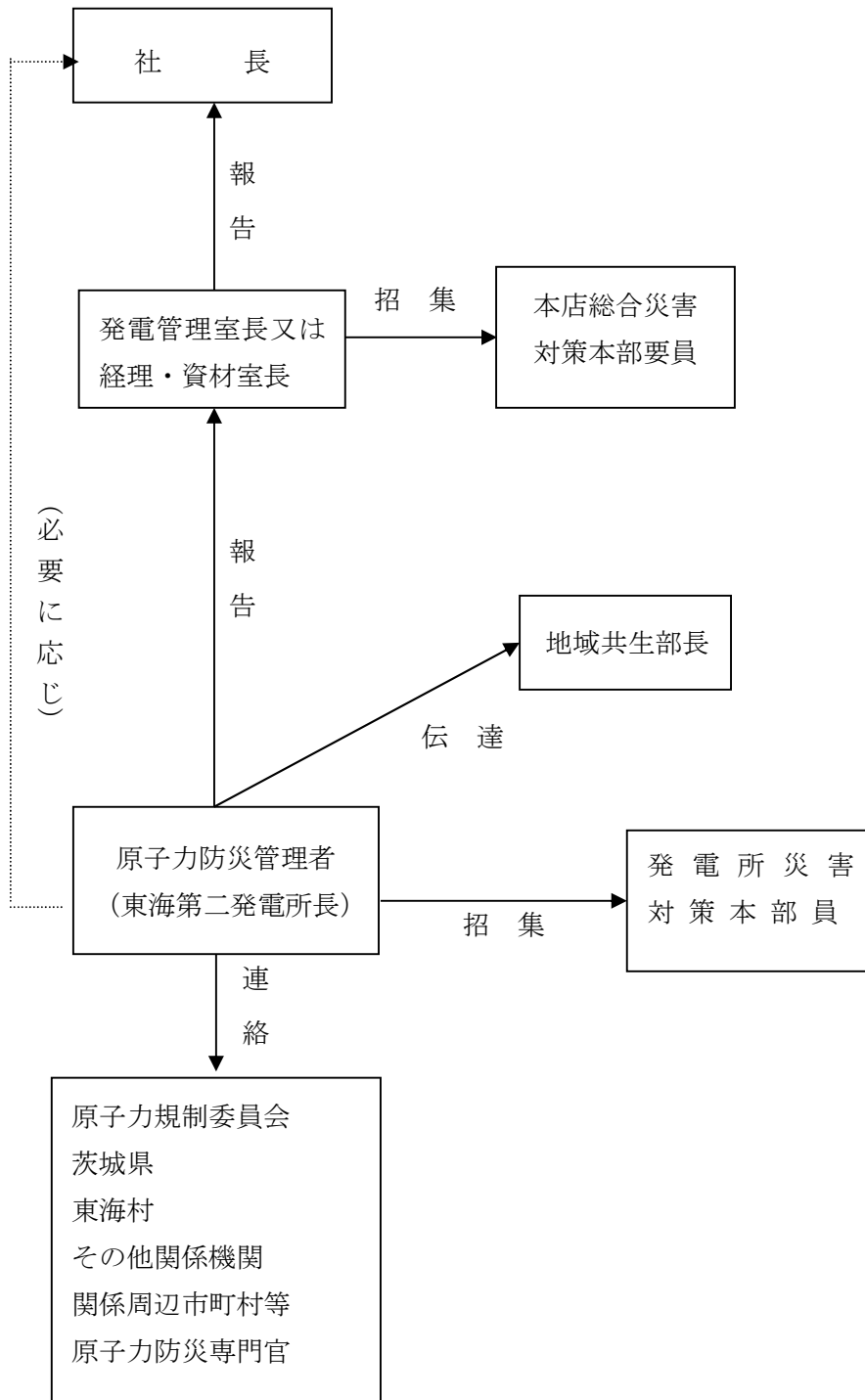
順位	副原子力防災管理者※ ¹
1	所長代理
2	副所長（原子力災害防止担当）
3	副所長（業務高度化支援担当）
4	原子力防災管理者が指名した者※ ²

※1：副原子力防災管理者は、8名以上とし、東海発電所副原子力防災管理者との兼務を可能とする。

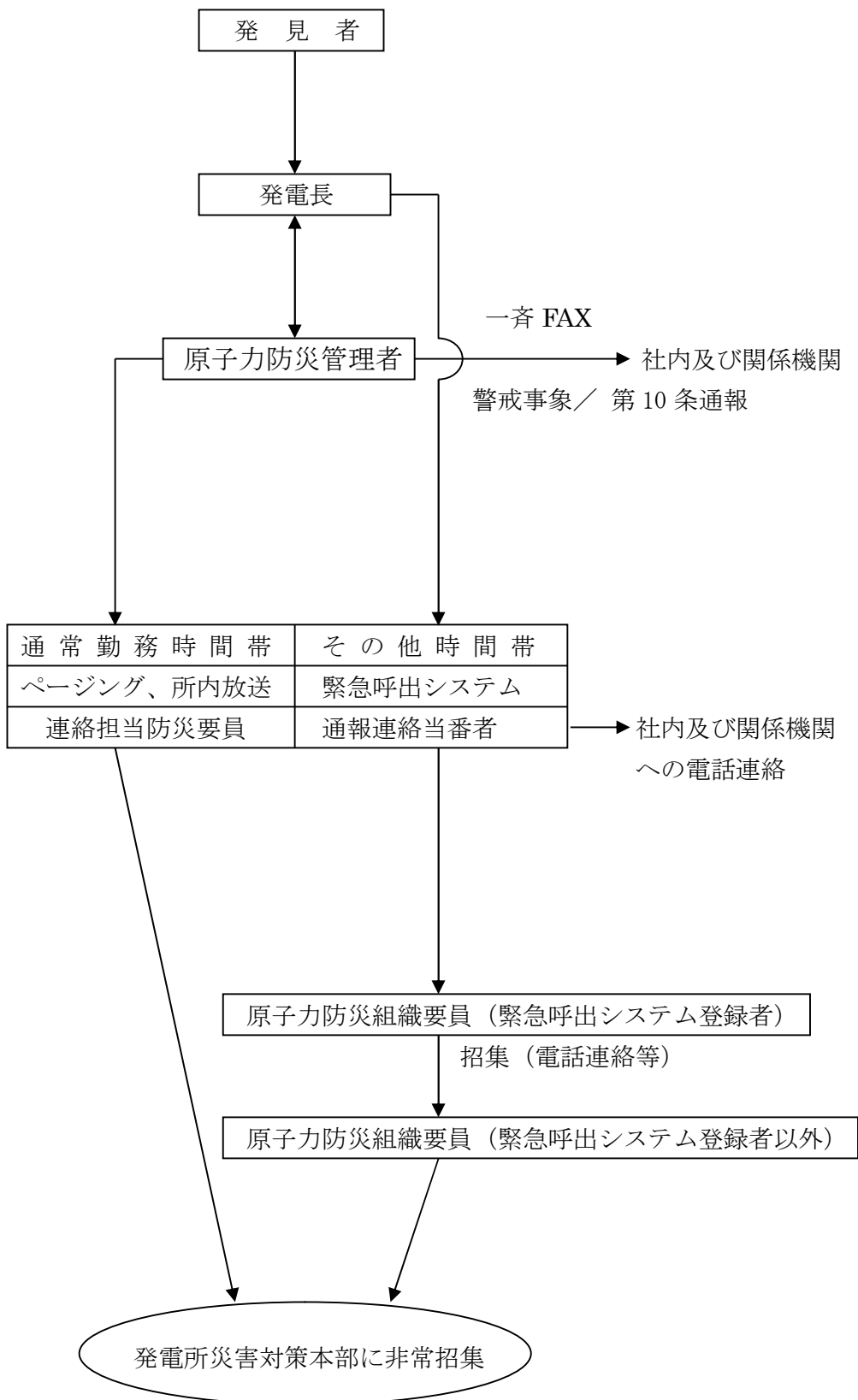
※2：副原子力防災管理者を複数名選任している場合の代行順位は、あらかじめ定めるところによる。

なお、原子力防災組織の体制維持に必要な副原子力防災管理者は4名である。

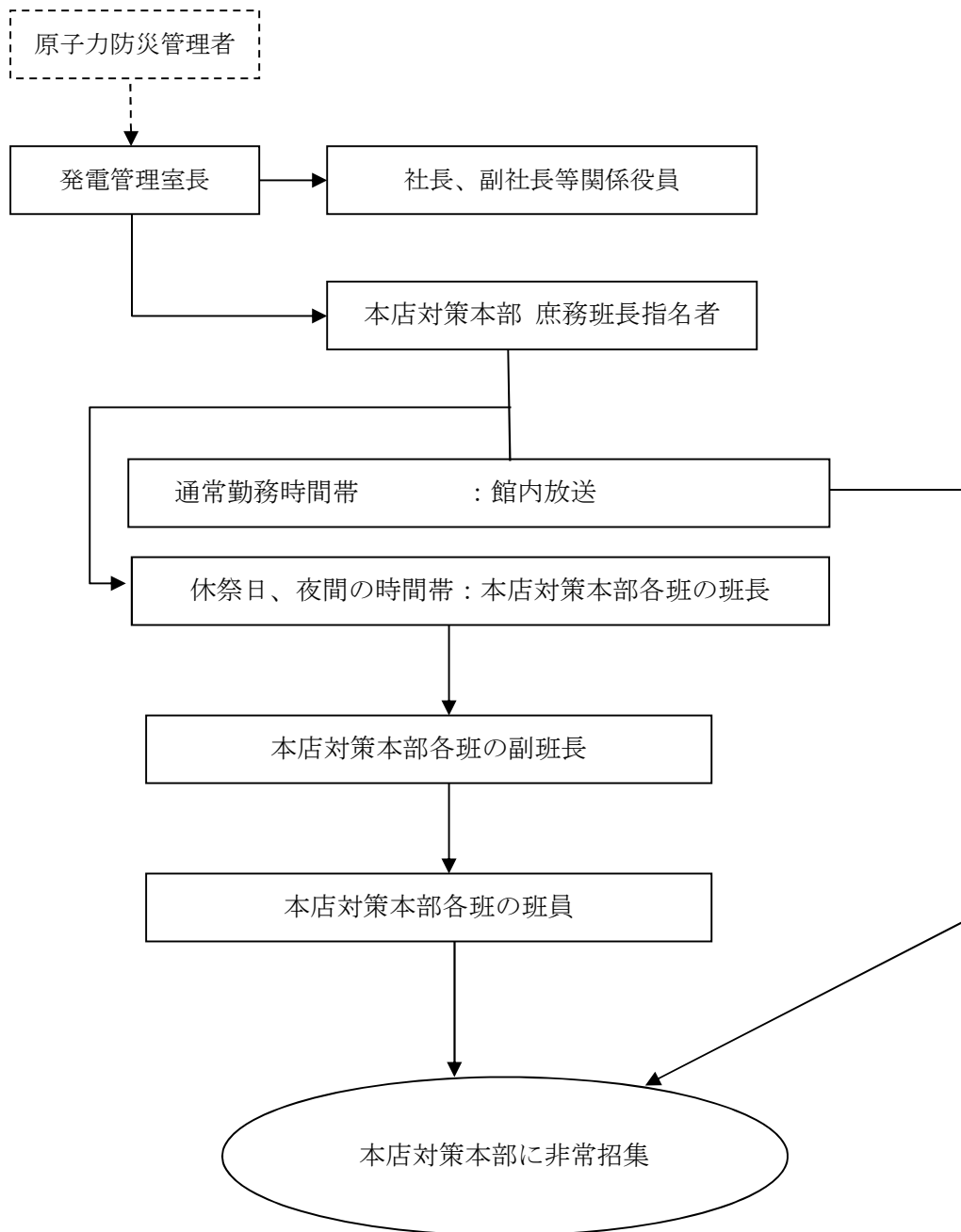
警戒事態及び非常事態宣言時の社内伝達経路



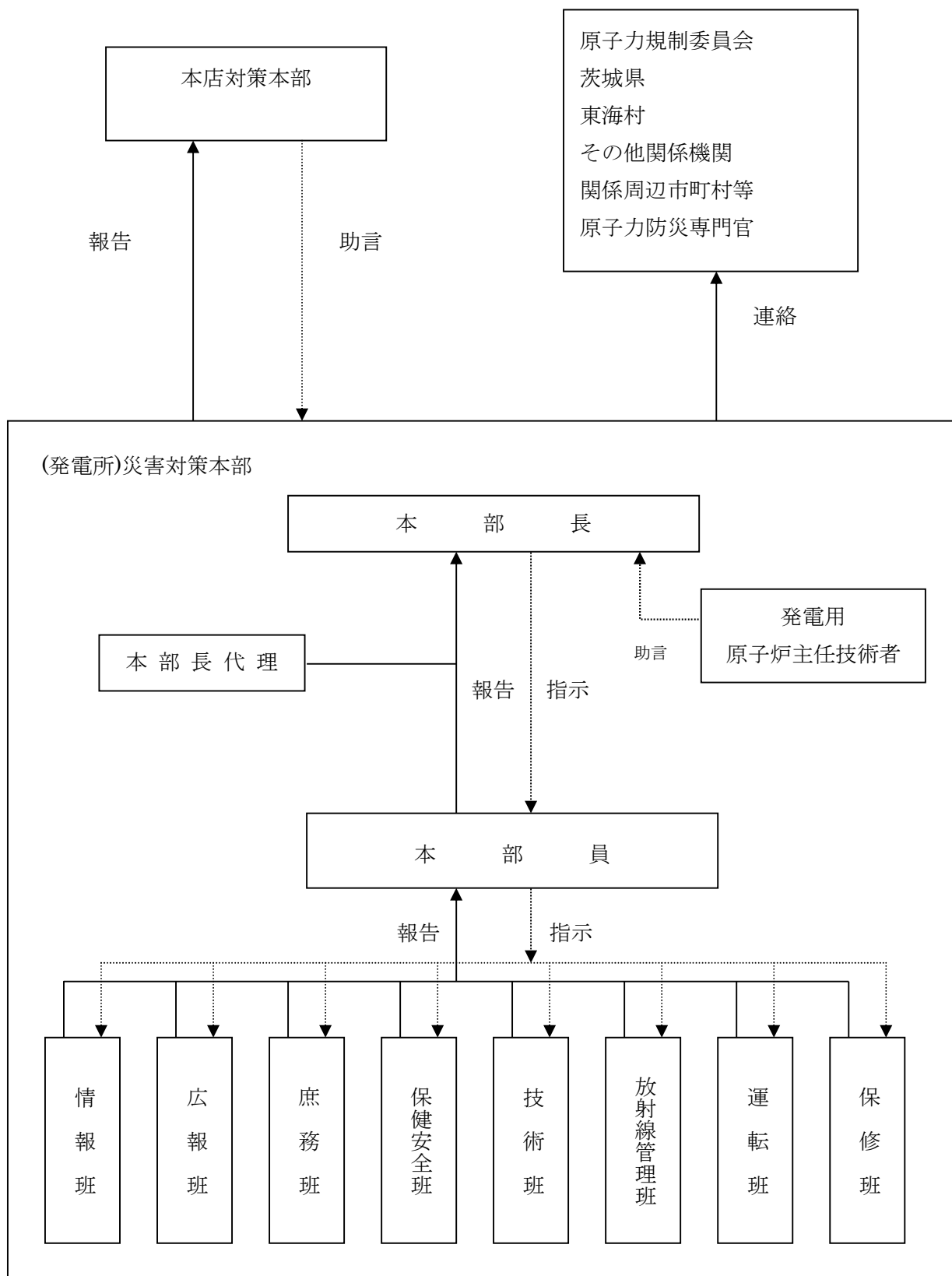
発電所原子力災害対策要員の非常招集連絡経路



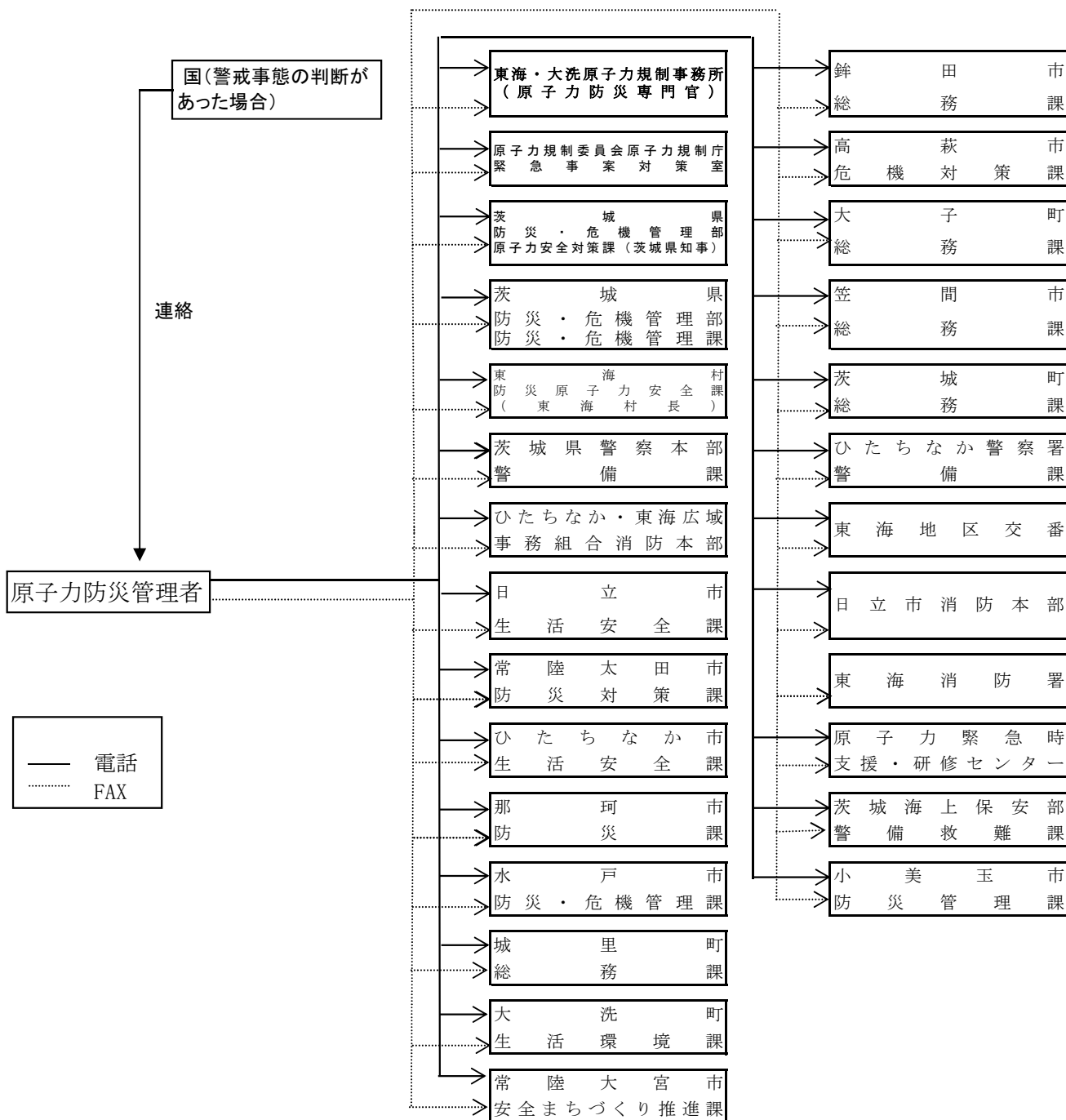
本店総合災害対策本部要員の非常招集連絡経路



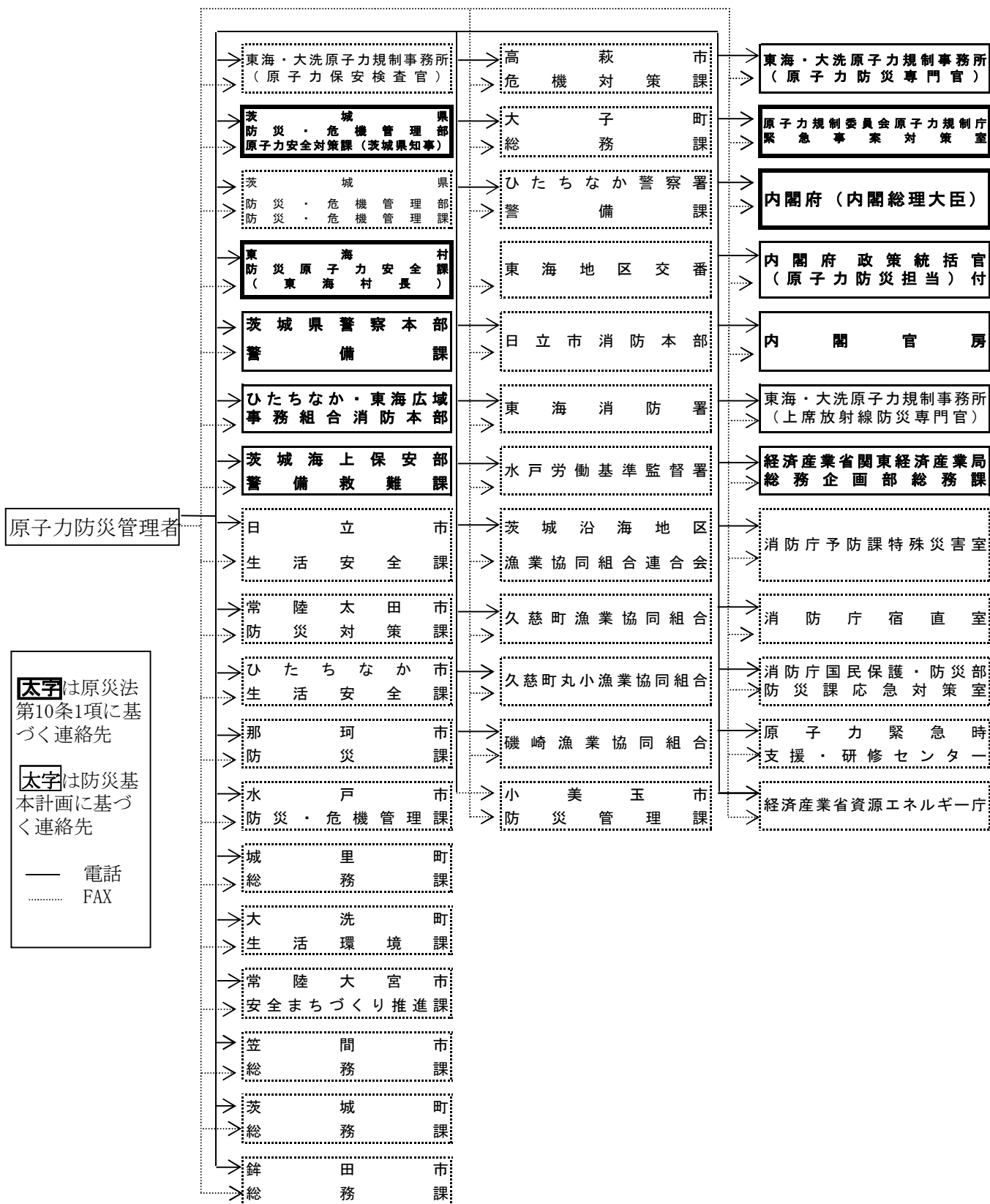
発電所災害対策本部設置後の報告連絡経路



警戒事象に基づく連絡経路



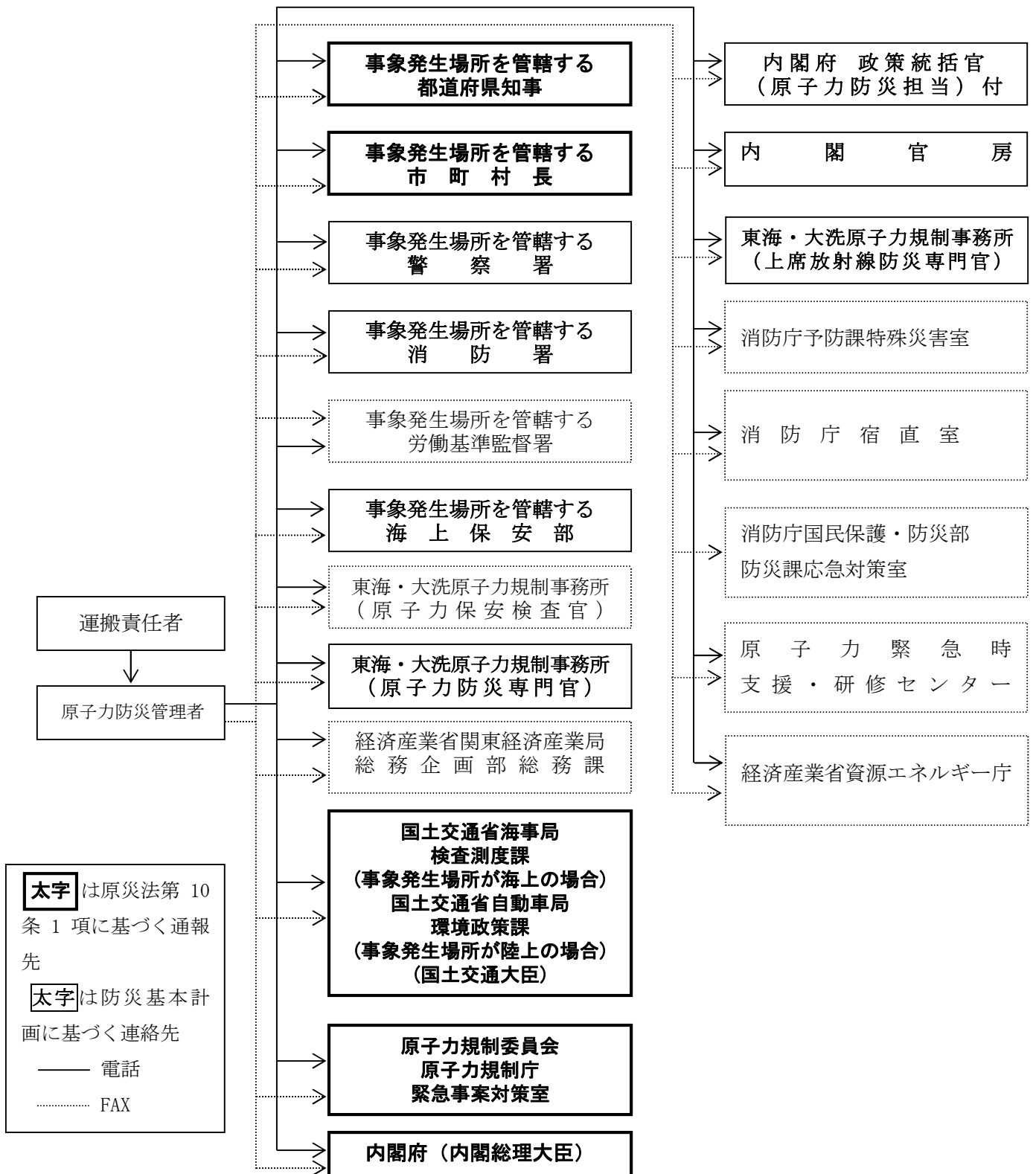
対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(報告)経路—
(発電所内での事象発生)



関係自治体に災害対策本部等が設置されている場合には、別図2-9-4の経路で通報(報告)する。

対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（報告）経路—

(事業所外運搬での事象発生)



対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報後の通報（報告）経路—
（発電所内での事象発生）

